

大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 (每月壹圓十五日發行)

阿武郡報

第十八號

阿武郡青年團決議事項

本團員は益忠君愛國の精神を涵養し大に剛健實實の氣風を發揮し且つ左記各事項の實行を期する事

- 一、常に智徳の修養に勉め會員悉く補習教育を受くる事
- 二、常に體力氣力の鍛練に力め短髪薄衣を勵行し且つ頭卷の使用を廢する事
- 三、常に産業の振興に努め儉素を守り晨起力行以て資財の蓄積を圖る事

大正六年五月十日阿武郡青年團發團式當日決定

大正七年一月十四日印刷
大正七年一月十五日發行

發行所 山口縣阿武郡役所

山口縣阿武郡萩町
第二千二百六番屋敷

印刷所 株式會社萩響海館



庶務

町村長集會

本月九、十日の兩日本郡町村長集會に於て指示及注意したる事項左の如し

指示事項

- 一、戰後準備共勵に關する件
歐洲戰亂の經過變轉窮りなく波瀾益々擴大し前途容易に逆睹すべからざるものあり我政府此間に立ちて内外治政の振興に銳意し聯合與國に對して共同作戰の目的を貫徹するに努力し一意時艱を救ひ國威の伸展を念とせり各位宜しく國情の容易ならざるものを察し益々民心民風の作興を企圖し上下一致共鳴

して事業の遂行に努力する所なかるべからず

戦後準備共勵の八大事項は既に民心に徹底し之が實施の方針確立せるものあるべきも其の實行貫徹を期するに更に一層の努力奮闘を要すべし宜しく部下職員と共に恪勤精勵以て時局及戦後の準備に處し富教の大策を共勵せんことを望む

二、交通機關の整備に關する件

近時郡内交通機關の發達に關し喜ぶべき事項の多きは同慶に堪へざることもなるも各町村の現情に就き仔細に其の設備の良否を查察せば未だ以て十全と認むる能はざるもの多し宜しく既設道路の補修掃除及除雪排水の事に關し周到なる注意を加へて常に路面の清潔整頓を期し一面財政の緩急を圖り可成速に各方面に通達すべき交通上の設備を完ふする等積極的計畫を策立して大に交通機關の整備に努力せられんことを望む

三、納稅滯納の矯正に關する件

各位の努力に依り郡内各町村を通じ納稅成績益々良好に向ひ殊に大正六年の後半期に於て滯納者著しく減少するに至りたるもの多きを見るは衷心欣喜に堪へざる所なり云ふ迄もなく地方自治改善の第一歩は

納稅義務の觀念を適確にし公租滯納の惡弊を根絶するに在り各位今後一層細心なる注意と一段の努力を加へ確實に滯納矯弊の目的を達し每期完納の實績を擧ぐるに至らんことを望む

四、農會の活動に關する件

各町村を通じ農會の設立を見其の活動の見るべきものあるに至りたるは喜ぶべきことなるも尙多數の農會に於ては未だ技術員の設置をなすに至らず只僅に其の形容を備へたるに過ぎざるの感あるものあるは農村振興上誠に遺憾とする所なり大正七年度以降各農會とも農會經費の増加を圖りて事業施設の徹底に努め適當なる技術員を設置して専ら實地指導に重きを置き地方農事の改良發達を現實にし國利民福を増進すべく一段の努力を加へられたし

注意事項

- 一、大正七年度町村豫算編成に關する件
- 二、稅制整理に關する件

協談事項

- 一、地方中堅人物養成講習會施設に關する件
- 二、小學校兒童及青年團員聯合體育會の施設に關する件

- 三、衛生展覽會開設に關する件
- 四、産牛畜産組合設立に關する件

條例許可

大正六年十二月二十六日 福賀村手数料條例

本郡内各村に於ける現行納稅獎勵に關する施設の概要左の如し

納稅獎勵施設事項

椿郷東分村

大正五年度より左の事項を實施す

- 一、年中行事を加記したる納期限表を各戸に配付す
- 二、遠隔の地は吏員出張徴收す
- 三、示談會報德會其他の集合を利用し注意を與ふ
- 四、滯納常習者に對しては納期前區長若くは吏員出張督勵を加ふ
- 五、一區完納したるときは全額の百分の三半九分以上納めたるときは百分の二、八分以上納めたるときは百分の一、七七分以上納めたるときは百分の一半及以上各戸に付金四錢の獎勵金を交付す

椿村

大正元年納期限表を各戸に配付す

大正四年より左記事項を實施す

- 1、納期に當りては休日夜間を論せず徴收事務を取扱ふ
- 2、諸稅納付に關する規程を設け各區戸主會をして之れが督勵に任せしむ
- 3、滯納の虞あるもの及常習者に對し戸主會をして

警告せしめ村長若くは吏員出張説諭督勵す

4、住家賃貸に關する規程を設け家主をして注意せしむ

5、小學校教員をして生徒に對し納稅義務の重大なることを教へ以て父兄に及ばしむ

6、毎月各區に開催の報德會を利用し常に納稅義務心の緊張を圖る

7、各種納稅毎に各區に於ける納稅成績表を作製し之を各區に配付す

8、縣稅及村稅の追加ありたる場合は徵稅傳令書交付の際紙片に其理由を記し添付するか或は報德會に於て説明をなす

9、成績不良と認むる區には「納稅濟」と書したる赤紙を完納者の門戸に貼付す

10、半納期を通じて完納したる區に對しては獎勵旗及賞金貳圓を交付す但中斷することなく受賞を繼續すること一回以上四回迄は金壹圓五回以上九回迄は金參圓十回以上は金五圓を増額す

山田村

大正三年度より左の事項を實施す

一、納期前十日豫告注意を爲し五日前より各戸に付

出張徵收をなす

二、完納者に對しては其門戸に赤紙を貼付す

三、見村
大正三年度より左記事項を實施す

1、毎月例會の報德會に於て來るべき納期の豫告及説明を爲す

2、婦人會及青年團等の會合に當り注意を與ふ

3、納期二日前の未納者に對し注意督勵を加ふ

4、各稅を通じ毎期完納したる納稅組合又は一區に對し賞狀及賞金を交付す其金額は戸數及納稅額に應ず

明水村

大正元年度より毎年五月に於て前年中の納稅成績を調査し其優劣に應じ左の金額を交付す

特等 金貳圓 其年度を通じ指定期限内に怠納なき區に交付

一等 納稅一回一人に付金壹錢壹厘

二等 同 金九厘

三等 同 金八厘

四等 同 金七厘

五等 同 金六厘

佐々並村

大正二年度より左の事項を實施す

1、納期限前に納付せる人員の歩合及納稅切符の整理等各區に於ける一ケ年間の成績を調査し獎勵金貳拾圓を其優劣に應じ配當交付す

納期を周知せしめる爲め報知旗を各區に掲揚す

川上村

大正二年度より各稅を通じ毎期完納せる區に對し一戸

當金五錢の獎勵金を交付す

篠生村

大正五年度より左の事項を實施す

1、毎年一回各區に於ける納稅成績表を作り之を公示す

2、一ケ年間以上納稅成績の佳良なる納稅組合に對し賞金を交付す

3、滞納者の門戸に赤紙を貼付し尙其氏名を公示す

生雲村

明治四十二年より納期限表を各戸に配付す

大正四年度より左の事項を實施す

1、各稅納期毎に其成績表を作り各區に配付公示せしむ

2、遠隔の地區に對しては毎納期出張徵收をなす

地福村

大正五年度より村内寄留者の納稅に關しては其家主より責任を負ふ旨を記したる受書を徵す

徳佐村

年次未詳なるも數年前より左の事項を實施す

1、戸主會に於て納稅の忽にすべからざることを説き納稅思想の普及徹底に努む

2、納期限數日前區長をして各戸へ注意せしむ

3、役場位置より遠隔せる區に對しては出張徵收をなす

嘉年村

大正六年度より納期最終日には徹宵事務を取扱ふ

明治四十四年度より戸數割附加稅完納者に對し抽籤を以て獎勵金を交付し其等級及金額は其都度之を公示す

大正五年度より左の事項を實施す

1、毎納期各區成績表を作り村内各團體の幹部並地方有志者及該期滞納者に配付し且之を公示して一般に周知せしむ

2、滞納者に對しては次期徵稅令書に前期滞納したる旨を記したる付箋を貼付し注意を與ふ

3、納税期に際し各區に納税報知旗を掲揚せしむ

高俣村 大正六年度より毎期縣稅戶數割及同附加稅を賦課金額及賦課人員に對し納税期内に百分の九十五以上納付したる區に限り其成績を調査し壹圓以上五圓以下の獎勵金を交付す

吉部村

大正三年度より左の事項を実施す

- 一、成績良しからざる區に納税報告旗を掲揚して注意せしむ
- 二、青年會員をして其區を取纏めて納付せしむ
- 三、嘗て滞納したるものに對しては數日前特に注意を促す

大正五年度より左の事項を実施す

- 一、遠隔の地は出張徵收を爲す
- 二、報德會の實行事項として滞納矯正に努む

奈古村

明治四十四年度より三十戸以上を以て納税組合を設け一ヶ年を通じ毎期完納したるものには一戸當金拾錢以内の標準を以て獎勵金を交付す但組合長に於て區内を取纏め納付するときは一戸當金拾五錢迄とす

宇田郷村

大正六年度より左の事項を実施す

- 1、戸數割附加稅の納税成績良好なる三區を選び一等金貳圓五拾錢二等金壹圓五拾錢三等金壹圓を獎勵金として交付す
- 2、前項納税成績表を作り各區に配付し尙之を公示す

福賀村

大正四年度より左の事項を実施す

- 1、毎年納期限表を作り各戸に配付す
- 2、納税組合を設け毎納期前組合長の庭前に赤旗を掲げ豫告注意を與へ且組合員順番を以て組合内を取纏め納付せしむ

須佐村

大正元年度より左の事項を実施す

- 1、一區内毎納期を通じて其の三日前に完納したるときは一戸に付金拾錢以内又伍組共同して毎期二日前に完納したるときは一戸に付金五錢以内の獎勵金並表彰狀を交付す
- 2、其他納税上奇特と認むべき行爲ありたるときは表彰狀を交付す

彌富村

大正五年度より滞納者に對しては村役場に召喚説諭を加へ爾後滞納せざる旨の請書を徴す

小川村

明治四十四年度より左の事項を実施す

- 1、納期限表を各戸に配付す
- 2、示談會戸主會報德會等の會合の際吏員出張注意獎勵を爲す
- 3、期限表を記したる切符刺を配付す
- 4、納期最終の未納者に對し注意督勵を加ふ
- 5、納税成績の優良なる區を表彰す

田万崎村

大正元年度より左の事項を実施す

- 1、毎年度の終りに納税成績表を作り各戸に配付す尙之れを公示す
- 2、年間を通じ成績良好なる區に對し賞狀及賞金を交付す其額は一戸當金五錢を標準とす
- 3、納期限を記載せる納税切符刺を各戸へ配付す
- 4、期限當日未納者に對し使丁をして督勵をせしむ

六島村

大正二年度より左の事項を実施す

1、期限内に完納したる區を表示する爲め税納完納済の木札を役場内に掲ぐ

2、納期限内に完納したるものに對しては完納済の紙札を門戸に貼付す

見島村

大正三年度より左の事項を実施す

- 1、納期限内納付のものに對しては赤札を其門戸に貼付す
- 2、納期前及滞納者に對しては納税獎勵會區長組長をして督勵の任に當らしむ
- 3、表彰旗を交付して區の完納を表示す
- 4、毎年二回各區別の成績表を作り之を公示す
- 5、毎年一月成績良好なる區長組長に對し獎勵金を交付す

報德美談

本郡三見村宇石丸堀水源助は故ありて父母と居を別にし祖母サトと同棲す家世々漁業に従事す源助僅かに義務教育を卒へたるのみにして識見固より汎からぬと雖も性卒直にして所信の斷行に吝ならざるの特長あり客年徵兵検査に合格して龍山歩兵第七十八聯隊に入營することゝな

り其出發するに臨み金壹百圓を祖母に渡して託するに吾
 貧苦なりと雖も此事あらんと慮り平素大に勤儉を旨とし
 蓄積せる所なり之れを以つて不在中の生活費に充て且つ
 吾一家(別居の父母を含む)の納税完納を期すべきを以て
 せり祖母亦克く之を諒得せり茲に本年一月一日早朝村役
 場を訪へる老婆あり收入役の所在を尋ねるもの、如し村
 長一見其サトなることを知り孫源助より村長に送りたる
 年賀狀を示して其健康を祝し且つ本日出頭の用件を問へ
 ば納税の爲なり納税の事は源助の申置に依り常に忘るゝ
 ことなし本日之を持參せりと其際收入役不在なりしを以
 て村長之れを預り置き大に老婆の心掛けを賞せり後刻其
 納税令書を調するに一月一日附振り出しの宅地租第二期
 一月末日限り納付すべきものにして納期前三十日に屬せ
 り納税義務者は源助の父甚吉名義にして其の金額僅少な
 りと雖も源助の誠意老婆の一念最も麗しく公租感念の向
 上せる一事は徒らに之を觀過すべきに非ず且つ年頭の吉
 事として村長の一月元且自ら老婆の宅を訪ひ酒の手形を
 持し禮を厚ふして其の志を賞し且つ女婿(テレ勝)の事に
 及び其の一事甚だ心掛りなることを述ぶ女婿堀永勝次郎
 と稱し魚商を業とす目下生計に不自由を感ぜざるに至り
 たるも生來公租感念に乏しく滞納は勿論支拂に吝にして

いつも「テレリ」「グレリ」言を左右に托するの惡癖あり
 「テレ勝」の名ある所以にして老婆は常に其行爲を憂慮せ
 り然るに勝次郎近時報徳會の感化に基き効果空しからず
 大に改悛する所あり漸次納期を誤ることなきの事實を現
 はすに至れり是に於て村長は勝次郎が現状を語り且つ老
 婆の誠意感化の力更に大あるものあるべきを賞せり老婆
 感泣之を久らす「テレ勝」之を聞き更に深く感ずる所あり
 自後納税は勿論自己の素行を慎み惡癖を矯正して「テレ
 勝」の醜名を除去すべきを誓へりと云ふ徳孤ならず必ず
 隣りありとは眞に之を言ふ乎

兵 事

□ 軍事救護法實施に就て
 大正六年七月法律第一號軍事救護法並同年十月勅令第二
 百六號同法施行令發布せられ本縣に於ては之れが實施に
 關し客年十二月縣令第四十九號同法施行細則を定め尙同
 月二十日郡市主任協議會を開催せられたり當日内務部長
 の訓示並指示事項左の如し
 訓 示
 軍事救護法實施協議會を開くに當り聯隊區司令部憲兵分

隊の當局者愛國婦人會山口支部主事並各郡市主任者御會
 合の席に於て一言諸君に對し所感を述ぶるは本官の欣幸
 とする所なり

曩きに軍事救護法公布せられ傷病兵及其の遺家族並下士
 兵卒の遺家族中生計困難なる者に對し國費救護の途開け
 たり此の種の救護は軍事上は勿論社會政策上に於ても極
 めて重要な問題にして之れが實施を見るに至りたるは
 國家の爲め誠に慶賀に堪へざる所なり
 願ふに我が國は過去數回の戰役に因り多くの戰病死者及
 傷病兵を出せり而して是等國家の犠牲者に對しては從來
 既に恩給扶助料等の恩典ありと雖も到底夫れのみにて生
 計を保持するは事實困難なるもの少きのみならず現役兵
 の家族中にも生計困難なき向亦尠しとせず是等の救護に
 就ては從來我が國の美風たる隣保相扶の情誼に依る外私
 設團體等の救護に俟つの外なかりしと雖も輒近窮困者の
 數漸く多きを加ふるに従ひ救護の事擧げて之が力にのみ
 委し以て完きを期するを得ざるに至れり即ち國家は是等
 の狀勢に鑑み特別救護の必要を認めたるものなり殊に救
 護方法の整備如何は延ひて士氣の振興に關する所亦極め
 て大なるものあり軍事救護法は實に此等必要に依り制定
 せられたるものなるを以て宜しく此の趣旨を諒得し之が

實施に當りては法律命令の定むる所に違ひ誤なからんこ
 とを期すべし

救護のことたるや動もすれば弊害の伴ひ易きものあり之
 れが實施如何に因りては或は却て其の無きに勝ること往
 々なきにしもあらず最も古くより實施せられたる英國貧
 民救護法の實例を視るも救護其年を重ぬるに従ひ却て窮
 民を増加し爲に識者間に於ける議論喧囂を極め熱心研鑽
 の結果實施後百有餘年にして漸く今日の如く完備するに
 至れり斯る弊に陥らざらむが爲には救護の任に當る者
 は克く被救護者の實狀に精通し公平を持し苟も情實に泥
 み濫給に流るゝが如きことあるべからず抑も本法の主眼
 とする所は要救護者をして生活の資を得せしむるにあれ
 ば積極的救護を以て獨立治營の途を開かしむる方法を講
 ずるを可とす之が爲めには職業種類の撰擇は勿論其の結
 果をも豫想し適切なる生業扶助を爲さざるべからず幸に
 本縣に於ては工業試驗場を新設し家庭工業の調査並指導
 に務めむとし大正七年度に於て之れが豫算を計上したり
 仍て近き將來に於て實現すべければ是等と連絡を保持し
 指導宜しきを得ば唯に救護の目的を達するのみならず本
 縣の工業上に於ても裨益する所亦尠からざるべし之に反
 し萬一救護方法を誤り爲めに惰民徒食の輩を出すが如き

ことあらんか獨り法の精神に悖るのみならず却て患者を將來に貽すに至らん救護の任に在る者の責務や重且つ大なりと云ふべし殊に諸君の被救護者に接するの機會も比較的多かるべきを以て本法の實地に先ち茲に會合を求め充分研究遂げしめ實施上運算なからしめんとする所以なり

尙終りに一言すべきは本法の發布により國費救護の途開けたりと雖も國家の救護は法律命令の定むる範圍内なるは勿論豫算にも自から制限あり故に隣保相扶の美風は益々之れを助成し施設團體等の施設も益々之が發達助成に努めざるべからず然るに世間往々にして本法制定の結果是等民間に於ける救護事業を無用視する者あるを聞く此如きは大なる誤解にして是等の救護と相俟て救蹟を擧ぐるに努めざるべからず諸君は此機會に於て具さに法規の攻究を遂げ本法の目的を達する爲には最善の努力を惜まざらんことを望む

指示事項

一、救護は生活に必要な限度を超ゆるを得ざるに付收入あるものに對しては其の不足を補ふ趣旨に付總ての収入を調査計上するを要す扶助料、恩給、年金等も

勿論合算するものとす

一、現品給與又は現金給與額は一人一日拾五錢一家一日六拾錢を限度とするも素より是れ最高の給與額を定めたるに過ぎず豫算は被救護者の各種收入を斟酌し一人一日八錢平均の割合を以て各府縣に配當され増加を許さるるに付救護調査書作成に際し此點に注意すること

三、施行令第二條第三項に依り給與額を増加するは容易に詮議不相成家族數の多きを理由とする者にあつても一家八人以下なるときは許可されざる方針に付留意すること

四、生業扶助の方法に依り救護したる者に對しては容易に再び救護を爲さざる方針に付一度給したる原資は之を消盡せしめざることに注意すること殊に一時に多額の資金を給し而も經驗なき業務を營ましむるが如きは失敗に歸したる例なきにあらざるを以て成るべく資金の給與は之れを爲さるる方針なり

五、生業扶助に依り救護する場合に於ても之れに依りて尙生活費を得難き場合又は當初熟練を要する期間は現金給與又は現品給與を併給するの余儀なき場合有之べきも元來生業扶助は之れにより自營の途を與ふ

るものに付成るべく併給の必要なからしむる様注意すること殊に郡市町村長は比較的被救護者に接するの機會多く且つ地方の状況に精通せるを以て適當の職業を選択し此の趣旨の徹底に努むること

六、醫療は實費を給する趣旨にして勅令に於て給額の制限なしと雖も市町村長をして醫師其他公私立病院等と協定せしむる等(濟生會の例も有之により)成るべく少額の費用を以て診療を受けしむる方法を講ずること

七、救護すべき者は傷病兵、傷病兵又は下士卒の家遺族に限り而も其範圍は法第二條乃至第四條に規程する者以外に涉るを得ざるを以て此の以外に尙事實救護を要する者ある場合は隣保扶助又は私設團體等の救護に俟つ外なく本法の救護は之を行ふこと能はざる儀に付願書受理に際しては充分に注意すること

八、從來商人又は他の私設團體等より救助を受けつゝある者は成るべく其の救助を廢止せしめざる方針に付注意すること

九、災害に際し罹災救助基金法に依り救助を受ける者に對し重複に救護を爲すが如きは好ましからざる結果を生ずるに付同法に依り食料費、被服費、治療費を支

出したる者に就ては同一費用の爲には本法を適用せざる儀に付注意すること

十、罹災救助基金法に依り就業費を給與するときは公民權停止の原因となるべきを以て本法に依ることとし同法の救助を避くること

十一、本法に依り救助を受ける者には恤救規則に依る救助及他の公費救助は一切之を爲さるる儀に付注意すること

十二、救護金品の額は同一縣内と雖も必しも一定せず生計程度の如何に依り異なるべきに付已に救護を受くる者他町村より轉入したるときは自然施行令第六條に依る救護の程度若くは方法等の變更を要すべければ此の點に注意し要救護者より必要の届出をなさしむると同時に速に救護に關する詳細なる報告をなすこと

十三、救護に關し住所地と本籍地との間に於ける相互の照復は勿論他官公衙の照會に對しても敏速確實に處理すること

十四、救護を受けむとする者其の許可を拒まれたるとき又は救護を廢止停止せられたるときは更に審査を内務大臣に出願することを得ば途を開かれたるも畢竟

如き多數志願者を得るに至りしは聊愁眉を開くに足れるも唯志願者の多數なる丈にて合格者ならんには再囑臍の悔を來さざるを得ず就ては各小學校志願者に對しては同業會編纂の教本により專一に準備學習せしめんことを要す切に志願者諸君の奮勵と教育者各位の熱心指導を望む

◎學務

□ 萩町立明倫小學校施設の近況

明倫小學校に於ては舊藩祖毛利元就公曉起の垂訓と防長多年の藩風とに鑒み兒童をして晨起力行の習性を養成する爲め大正六年より曉登校、敬身堂朝講演、曉講演會、曉奉拜式、明倫館夏稽古、有備館寒稽古等其他春夏秋冬を通じて早起行事を定め實施せる其の成績極めて良好なり其の情況左の如し

曉登校

曉登校は毎月十三日實施する定めなりしも日曜日に相當の月には十二日午前七時全校兒童を明倫館に會し戊申詔書奉讀式を舉行せり終式後は体操會及學藝會を交互に開催すること、なれり本月は体操會の月ありければ直に各

學年別に教員先頭に立ち或は東に或は西に萩町各方面に夫々寒風を侵して行軍を試み到着地に於て勇壯活潑なる体操を行ひ解散せり而も當日缺席兒童なかりしと云ふ其の意氣の壯なること感すべきなり

有備館の寒稽古

有備館は明倫小學校内に在り同館は江戸毛利邸劍道稽古場の名稱を踏襲したるものにして毎年一月十三日より二月節分まで高等科男兒童全体を劍道、柔道、漢學の三部に分ち午前五時より六時半まで夫々實施するの定にして本年に於ても去る十三日より開始せり最近の出席者百六十二名にして劍道部五十九名柔道部二十八名漢學部七十五名開始以來出席兒童の毎朝各方面より時に降雪寒風と戦ひ或は堅氷を踏んで登校する剛健なる勇姿は嘆賞するに餘あり

◎辭令

阿武郡書記 吉田耕造

給十級俸 (大正六年十二月廿八日)

公立女學校教諭 中野貞介

十一級俸下賜 (同十二月廿七日)

公立實業學校教諭從七位 高村茂太郎

公立實業學校校長兼 (大正六年十二月廿二日)

公立實業學校教諭ニ任ズ 高村茂太郎

公立業學校校長兼業學校教諭 (同十二月廿二日)

萩町立萩商業學校校長兼萩町立萩商業學校教諭ニ補ス
十級俸下賜

萩町立萩商業學校教諭 德永四郎

兼明倫商業補習學校訓導 (同十二月廿二日)

公立實業學校教諭ニ任ズ (同十二月廿二日)

高等官八等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校教諭 德永四郎

萩町立萩商業學校教諭ニ補ス (同十二月廿二日)

十二級俸下賜 萩町立萩商業學校教諭 德永四郎

萩町立萩商業學校校長事務取扱ヲ免ズ (同十二月廿二日)

萩町立商業學校國語漢文 (同十二月廿二日)

地理歴史科教授ヲ囑託ス 月手當參拾圓給與

明倫商業補習學校國語地理科教授ヲ囑託ス
月手當五圓給與

明倫尋常高等小學校准訓導心得 藤田正質

萩町立萩商業學校助教諭心得ヲ命ズ (同十二月廿二日)

月俸貳圓給與

明倫商業補習學校准訓導心得ヲ命ズ

月俸貳圓給與 萩商業學校書記 久保英一

明倫商業補習學校准訓導心得ヲ命ズ (同十二月廿二日)

月俸貳圓給與

新任 小學校教員異動

新任月日	校名	職名	俸給	氏名
大正六年十二月四日	椿東	准訓導	六、下	井町スミ
全	高瀬	訓導	九、下	張ツユ
十二月廿六日	佐々並	准訓導	六、上	新谷シヅ

轉任月日	校名	舊任校名	職名	俸給	氏名
大正六年十二月十五日	高橋	侯嘉年	訓導	十、上	松原繁樹
全	西高	侯全		九、下	永富正志
十二月廿六日	生雲白	水全		十、上	上利賢介

大正六年	十二月廿六日	地福川	訓導	八、下中村	敏磨
全		福地	全	十、上多田	義正
全		白水佐々並	心准訓導	拾壹團桐山	幸男

增俸

增俸月日	增俸前俸	校名	職名	氏名
大正六年十二月廿一日	八、下、八、上	全	田訓導	大藤直人
	七、下、八、上	全	全	古川禎三

退職

退職月日	校名	職名	氏名
大正六年十一月卅日	地福訓導	小	河吉郎
十一月廿六日	育英全	增	野彦
十二月廿八日	下小川全	堀	彦槌

實業補習學校教員異動

新任又ハ退職月日	校名	職名	新任又ハ退職氏名
大正六年十一月卅日	地福訓導	退	小
十一月廿五日	明木全	新	坂本儀次
全		全	吉屋金熊

優良米種の選擇

系統淘汰の方法により米種の改良を圖る爲め本郡内各町村に於て其の地方に最も廣く栽培せらるゝもの、内より左記方法により米種の選擇をなすべく獎勵し大正六年に於て着手せるもの次表の如し

優良米種選擇實行方法

- 第一年 種子の採取
 - 町村内に於て最も多く栽培せらるゝ品種の内より先づ田面に於て優良穂百本を撰び更に此内より十本の最優良のものを撰抜すること
- 第二年 各個体に付て稟性を測定鑑別し優良なる數個体を撰抜すること
 - 前年撰抜したる種子を播下して苗を養成し一株一本植(横は地方普通の間隔の縦は三寸の距離とあすこど)とし仔細に各株の稟性を調査し優良と認むるもの數株を採種すること
- 第三年 遺傳的組成の純否の鑑別
 - 前年採收したる各株に就て最も優良の一穂を求め株を異にする毎に區別して栽培をなし遺傳的組成の純否を鑑別すること
- 第四年 繁殖

大正六年	十二月五日	龜山訓導	新任	佐伯茂市
全		西全	全	井上ハッ
全		奈全	全	徳富光亮
全		全	全	吉岡實亮
全		全	全	高松鶴吉
全		全	全	中村繁
全		全	全	堀原文一
全		全	全	中山繁
全		全	全	中村敏
全		全	全	堀内繁
全		全	全	十二月廿八日

小學校教員免許附與

大正六年十月施行小學校教員試驗檢定に於て本郡内出願者中合格者に對し左記頭書の免許狀を附與されたり

- 裁縫專科正教員 椿村 世良菊野
- 小學校准教員 福賀村 秋枝實冬

勸業

前年の成績に依り遺傳的組成の純良なるもの一点を撰び普通の栽培法により之が繁殖を計り得たる種子を當業者へ配付して普及せしむること

大正六年播種表

町村名	種目	品種名	町村名	種目	品種名
萩	晚神力	吉部	雄町	雄町	雄町
椿郷東分	晚神力	福川	雄町	中生白玉	雄町
山田	大和、高津	紫福	中生白玉	雄町	雄町
三見	大和、高津	大井	雄町	雄町	雄町
明木	早生神力、光明錦、高津、穀長都、早生神力	宇田郷	雄町	雄町	雄町
佐々並	早生神力	福賀	福山、晚神力	福賀	福賀
川上	雄町	須佐	百合馬	須佐	須佐
篠生	雄町	彌富	龜治、雄町	彌富	彌富
生雲	白玉	小川	戊申都	小川	小川
地福	早生神力、中生神力、都、大阪神力	田方	御嶽、愛徳	田方	田方
徳佐	神力	六島	一	六島	六島
嘉年	長神力	見島	中生神力、榮五	見島	見島
高保	穀長都				

- 一、君子に九思あり視るは明を思聴くは聰を思ひ色は温を思ひ貌は恭を思ひ言は忠を思ひ事は敬を思ひ疑はしきは問を思ひ念には難を思ひ得るを見ては義を思ふ
- 一、身、患難に遇はゞ宜しく古人の此れに遇へる者と憶ひて心を安んずべし戚々然として憂慮すべからず
- 一、行爲は雄辯なり而して無識の人の眼に觸るれば其耳に觸るるよりも多く感動せらるるものなり
- 一、木の長ずるを求むる者は必らず其根本を固ふし流の遠からんことを欲する者は必らず其泉源を浚ひ國の安きを思ふ者は必らず其徳義を積む
- 一、銅を以て鑑と爲せば衣冠を正すべく古を以て鑑と爲せば興替を知るべく人を以て鑑と爲せば得失を明にすべし

参 考 資 料

町村名	團體名稱	設置區域	員數	組織年月日	團長	副團長
萩 萩町	青年團	萩町一團	四五二	大正六年十月卅一日	谷井 儀太郎(小學校長)	香川 政一(訓導)
椿 椿東村	青年團	椿東村一團	二一六	十月廿一日	信國 顯治(全)	大谷 榮太(全)
山 山田村	青年團	山田村一團	一〇八	十月卅一日	大和 春三(全)	田中 俊甫(全)
三 三見村	青年團	三見村一團	二三四	全	小島 潤一(全)	三上 純象(全)
明 明木村	青年團	明木村一團	三九一	八月一日	長屋 幾右衛門(全)	山縣 良正(全)
佐々並 佐々並村	青年團	佐々並村一團	一一七	十一月三日	檜垣 九市(全)	西村 倉太郎(全)
川 川上村	青年團	川上村一團	一五一	十月卅日	溝部 求治(全)	岡田 亮一(校長)
篠 篠生村	青年團	篠生村一團	二四六	十月十八日	柴田 武之丞(全)	一來虎(張忠一若松良太郎(全))
生 生雲村	青年團	生雲村一團	一〇五	十二月廿四日	長 敬輔(全)	大谷 清方(全)
地 地福村	青年團	地福村一團	一八九	七月十六日	朝枝 忠治(全)	山本 詩教(全)
德 德佐村	青年團	德佐村一團	一一八	十一月廿八日	渡邊 榮人(全)	山根 岑三(訓導)
嘉 嘉年村	青年團	嘉年村一團	九三	十一月廿八日	河村 要一(全)	未定
高 高侯村	青年團	高侯村一團	一〇九	十月十七日	佐伯 茂一(全)	水津 貞輔(訓導)
吉 吉部村	青年團	吉部村一團	一〇二	十月十日	白井 次郎(全)	佐々木 榮熊(全)
福 福川村	青年團	福川村一團	二二六	十二月十五日	伊藤 作太郎(全)	增原 九市(全)
紫 紫福村	青年團	紫福村一團	一六一	八月五日	荒木 秀藏(全)	佐伯 庄吉(村長)
大 大井村	青年團	大井村一團	一九二	十月卅一日	須子 五郎(全)	財滿 武三(訓導)
					弘津 一久(全)	山本 吉郎(助役)

目次

- 一、戰後準備共勵青年團改造狀況
- 二、戰後準備共勵壯年團組織狀況
- 三、町村長並町村助役學歷、經歷、任期調
- 四、大正六年度後期縣稅納稅成績比較表
- 五、小學校兒童出席步合比較表
- 六、大正六年度陸軍滿期及歸休兵成績表
- 七、開墾田地面積
- 八、田地灌溉補給工事面積
- 九、鐵道敷設用田畑潰地面積

町村名	團體名稱	設置區域	員數	團員年齡範圍	設立年月日	團長	副團長
川上村	川上村青年團	一圓	1	14以上	十月十八日	森鹿藏(全)	未定
篠生村	篠生村青年團	一圓	250	14以上	十二月廿四日	柴田淺吉(全)	全
生雲村	生雲村青年團	一圓	1	14以上	大正七年二月廿五日	佐々木靖夫(全)	全
地福村	地福村青年團	一圓	307	14以上	十一月廿八日	三戶萬年(全)	金子源壽(分會長)
德佐村	德佐村青年團	一圓	1	14以上	十一月廿八日	藤井一(全)	未定
嘉年村	嘉年村青年團	一圓	250	14以上	十月十七日	木村今吉(分會長)	全
高侯村	高侯村青年團	一圓	116	14以上	十月十日	倉増美資(村長)	櫛部顯价(助役)
吉部村	吉部村青年團	一圓	250	14以上	十二月十五日	箭島團清(全)	伊藤秀一(分會長)
福川村	福川村青年團	一圓	520	14以上	十月卅一日	佐伯庄吉(全)	荒木秀藏(校長)
紫福村	紫福村青年團	一圓	276	14以上	全	岡市五郎(全)	和田正平(助役)
大井村	大井村青年團	一圓	196	14以上	全	山根辨作(全)	山本吉郎(全)
奈古村	奈古村青年團	一圓	356	14以上	全	小野彌市(全)	小野甚作(全)
宇田村	宇田村青年團	一圓	339	14以上	十月廿五日	清水百合七(全)	堀虎槌(全)
福賀村	福賀村青年團	一圓	123	14以上	十一月十三日	上村多喜熊(全)	市原桂市(名望)
須佐村	須佐村青年團	一圓	183	14以上	十一月廿三日	平川定致(全)	仁保內藏槌(訓導)
彌富村	彌富村青年團	一圓	1	14以上	十月卅一日	松井章吉(全)	未定
小川村	小川村青年團	一圓	547	14以上	全	田原義一(全)	全
田万崎村	田万崎村青年團	一圓	271	14以上	十月十五日	岡崎義一(全)	有田龜吉(助役)
六島村	六島村青年團	一圓	107	14以上	十月廿五日	山縣作藏(全)	中野哲(校長)
見島村	見島村青年團	一圓	273	14以上	大正七年一月三日	長谷川房次郎(全)	長松友吉(校長)

町村名	團體名稱	設置區域	員數	團員年齡範圍	設立年月日	團長	副團長
奈古村	奈古村青年團	一圓	258	14以上	大正六年十月卅一日	安藤孫一(小學校長)	茂刈正義(訓導)
宇田村	宇田村青年團	一圓	116	14以上	十月廿五日	森吉祐(全)	小川十郎(全)
福賀村	福賀村青年團	一圓	229	14以上	十一月十三日	吉岡恒郷(全)	伊藤賢治(全)
須佐村	須佐村青年團	一圓	219	14以上	十月廿三日	井町常三郎(全)	金子茂人(全)
彌富村	彌富村青年團	一圓	229	14以上	十月卅一日	神野常萬(全)	奧川壽亮(校長)
小川村	小川村青年團	一圓	183	14以上	十月卅一日	大石新一(全)	齋藤熊之進(全)
田万崎村	田万崎村青年團	一圓	199	14以上	十月十五日	櫻井民次郎(全)	福藤邦二(訓導)
六島村	六島村青年團	一圓	146	14以上	十月廿五日	國弘禮輔(全)	中松浦好哲(小學校長)
見島村	見島村青年團	一圓	187	14以上	大正七年一月四日	長松友吉(全)	多田守家(訓導)

戰後準備 共勵壯年團組織狀況

町村名	種目	調定額	滯納額	全上五年度後期全上増減	調定人員	滯納人員	全上五年度後期全上増減	賦額	人員
萩	萩郷東分	七、二六〇、二七〇	一、九一、一三〇	二、六三三	二、六三〇	九、四七三	二、六三	二、九〇	二六
椿	椿郷東分	三、五五九、三七〇	四、〇一〇	一、二六四	四、三〇〇	四、七九六	一、二三	〇、八二	二五
山田	山田	一、七三三、一一〇	二〇、一八〇	一、〇〇八	一、三〇〇	二、六五七	一、九六	二、〇〇	二四
三見	三見	一、四三三、八二〇	二〇、一八〇	一、三〇〇	一、三〇〇	二、六五七	一、九六	二、〇〇	二五
明木	明木	一、四三三、八二〇	二〇、一八〇	一、三〇〇	一、三〇〇	二、六五七	一、九六	二、〇〇	二五
佐々並	佐々並	一、六〇八、四二〇	二〇、一八〇	一、三〇〇	一、三〇〇	二、六五七	一、九六	二、〇〇	二五
川上	川上	一、七〇三、〇一〇	二〇、一八〇	一、三〇〇	一、三〇〇	二、六五七	一、九六	二、〇〇	二五
篠生	篠生	一、四四一、八〇〇	五〇、一六〇	一、五三〇	一、五三〇	一、九九五	一、九六	一、九六	二七
生雲	生雲	二、四六六、三〇〇	八九〇	三、四四五	三、四四五	二、九六二	三、八八	〇、一七	二四
地福	地福	二、〇五三、六〇〇	一、〇〇〇	〇、〇四八	〇、〇四八	二、二八一	〇、〇四	〇、〇七	二二
徳佐	徳佐	三、九一八、〇三〇	一、〇〇〇	〇、〇四八	〇、〇四八	四、〇九四	〇、〇七	〇、〇七	二二
嘉年	嘉年	一、五〇三、七三〇	二、二六〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、六四四	〇、一八	〇、一八	一五
高俣	高俣	一、五八二、五五〇	四、〇九〇	二、四〇〇	二、四〇〇	一、八九二	〇、一六	〇、一六	一三
吉部	吉部	一、六八九、八〇〇	四、九八〇	二、九四〇	二、九四〇	二、〇四七	〇、二九	〇、九一	一八

大正六年度後期縣稅納稅成績表

阿武郡 ×ハ減

三、任期別	二、經歷別		町村長	助役	計
	町村長	助役			
町村制實施以來勤績ノモノ	貴族院議員又ハ衆議院議員タルモノ	全上議員タルモノ	一	一	二
六任期以上	縣會議員タルモノ	全上議員タルモノ	一	一	二
四任期以上	郡會議長タルモノ	全上議員タルモノ	一	一	二
二任期以上	高等官タルモノ	郡書記タルモノ	一	一	二
一任期以上	其ノ他	其ノ他	一	一	二
勤績ノモノ	其ノ他	其ノ他	一	一	二
計	計	計	二七	二七	二七

町村長並町村助役學歷、經歷、任期

一、學歷別

(大正七年一月一日現在)

帝國大學卒業ノモノ
 高等學校又ハ之ト同一程度ノ學校卒業ノモノ
 中學校又ハ之ト同一程度ノ學校卒業ノモノ
 其ノ他

計

山	三	明	佐	川	篠	生	地	德	嘉
田	見	木	々	上	生	雲	福	佐	年
白	三	明	長	高	立	持	藏	德	嘉
水	見	木	々	上	野	坂	目	佐	年
九三、八七	九七、二七	九八、〇〇	九七、三七	九七、九〇	九八、六四	九八、七九	九八、七九	九五、六三	九七、三三
九二、二六	九四、八四	九七、六三	九六、九六	九六、〇五	九八、四三	九八、二二	九八、六九	九四、二九	九四、八七
九三、一三	九五、八四	九七、八二	九七、一七	九七、〇二	九八、五四	九七、五四	九八、〇三	九四、八九	九六、一〇
三五	二六	一〇	一	一	一	一	一	二	二
三五	二四	二六	一	一	一	一	一	二	二
九三、三五	九六、七一	九九、八九	九九、四四	九九、二四	九九、四四	九九、五〇	九九、二五	九六、九四	九四、七五
九六、九四	九六、〇六	九九、四四	九九、九六	九六、九四	九九、七五	九九、七五	九九、二五	九九、五七	九六、七五
九七、一九	九六、五七	九九、七六	九八、六六	九七、〇九	九九、九二	九九、七六	九九、二五	九七、七六	九六、二五
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

福	紫	大	奈	宇	福	須	彌	小	田	六	見	合
川	福	井	古	田	賀	佐	富	川	萬	島	島	計
福	明	越	椿	椿	越	椿	越	椿	越	椿	越	椿
川	倫	ヶ	東	東	ヶ	東	ヶ	東	ヶ	東	ヶ	東
二、六四五、八四〇	二、〇七八、一三〇	一、六二〇、三四〇	一、八〇四、五九〇	一、〇六七、二八〇	一、七八九、一五〇	二、六三三、三七〇	一、四八〇、〇三〇	二、五九六、八三〇	二、二〇九、三七〇	五三二、九三〇	七二〇、七二〇	五六、五五六、七六〇
一〇、七六〇	三、四五〇	四、一三〇			一三、二八〇	一〇、二三〇	九四〇	一、〇五〇	八、九六〇			三七二、四九〇
、四〇七	、一六六	、二五五			、七四二	、三九〇	、〇六四	、〇四〇	、四〇五			、六五九
、四一〇	、〇九〇	、二〇〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇
、〇〇三	、〇七六	、五五五	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇	、三六〇
三、四九四	二、〇三八	二、二二三	二、六二七	一、四三九	二、二二六	三、五七〇	一、八七五	三、三〇六	二、七六四	一、二一七	一、二三五	七二、〇四八
一五	八	七	四	二	四	二	四	二	四	一	一	五五〇
〇、四三	〇、三三	〇、三六	〇、三六	〇、三六	〇、二八	〇、七六	〇、二二	〇、〇六	〇、三六	〇、三六	〇、三六	〇、七六
〇、四一	〇、二六	〇、五五	〇、三六	〇、三六	〇、五三	〇、五三	〇、四四	〇、二二	〇、二二	〇、二二	〇、二二	〇、七二
〇、〇三	〇、〇六	〇、一九	〇、三六	〇、三六	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、三三	〇、〇五
三	一六	七	一	一	三	三	二	二	二	二	二	七
三	一九	二〇	二	二	三	三	二	二	二	二	二	五

鐵道敷設田畑潰地面積		山陰鐵道敷設の爲め本郡内に於ける田畑の潰地左の如し	
村名	田	畑	計
篠生村	四三、七〇七	一一、二〇八	五五、九一五
福村	六五、八〇〇	一一、二〇〇	七七、〇〇〇
德佐村	三八、三〇三	七、二一八	四五、五二一
計	一四七、八一〇	三〇、六二六	一七八、五〇六

本號には左記令達を
附録として添付せり

告示

- 一、阿武郡告示第貳號通常郡會招集ノ件
- 二、阿武郡告示第參號通常郡會閉會ノ件
- 三、阿武郡告示第四號大正七年度郡歲入歲出豫算、大正六年度郡歲出追加更正、五年度郡歲入歲出決算要領ノ件

訓令

- 一、阿武郡訓令第貳號町村郡費分賦額ノ件

一、剛毅果斷以て善を擇び不屈不撓以て誘惑に抵抗し好んで重責を負擔し百難に遭ふて泰然たる者
之を大人と謂ふ

一、碌々として卑劣の生涯を送れる者は大人の大人たる所以を知ること能はず

一、貧困は貧困自身に於ては不名譽と爲すべきに非ず懶惰放恣奢侈、愚鈍たるるときにして始めて不
名譽と爲すべきなり

一、己より賢き者と與に處れば即ち自ら以て足らずと爲し己に如かざる者と與に處れば則ち自ら以
て餘りありと爲す自ら足らずと爲せば則ち日に益し自ら以て餘ありと爲せば則ち日に損す

一、友と交はるに三項の要件あり其居るときに之を敬し其居らざるときに之を譽先其窮迫せるとき
に之を助くる是れなり